

市民提案制度（案）

1 目的

この制度は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民・地域コミュニティ活動団体・事業者等から、意見を聞いて企画書にまとめ市と協働で実施する政策、事業等の提案をする。

2 提案制度の流れ

提案制度の流れは別紙のとおり

3 名称候補

- ・ 鹿沼市市民提案制度
- ・ 鹿沼市民提案制度
- ・ かぬま市民提案制度
- ・ 市民自治と協働のまちづくりのための市民提案制度

4 提案できる方（提案者）

次に掲げる者が提案することができます。

- ・ 自治基本条例で定義する市民（個人又は団体）、但しグループで提案することが望ましい。
- ・ 提案だけでなく最後まで責任を持ってやれる方ならなお良い。

5 提案の要件

- 1) みんなの利益になるもの（公益性）
- 2) より良いまちづくりに関するもの
- 3) 地域の課題の解決等に資するもの
- 4) 宗教、政治活動にならないもの

6 方法

市民等がアイデアをコーディネートセンター（これでねーとセンター）に提出する。

7 コーディネートセンターの役割

- ・ 事前相談・協議
- ・ アイデア会議を開催しみんなの意見を聞く
- ・ 企画提案書づくりのサポート

市民提案制度（案）

